

平成 17 年度「環境の日」及び「環境月間」行事实施要領

平成 17 年 3 月
環 境 省

1 背景

- (1) 1972 年 6 月 5 日から二週間ストックホルムで開催された国連人間環境会議において、日本代表は、会議の開催を記念して毎年 6 月 5 日からの一週間を「世界環境週間」とすることを提唱した。国連ではこれを受けて、毎年 6 月 5 日を「世界環境デー」と定めた。世界各国では、この日に環境保全の重要性を認識し、行動の契機とするため各種行事を行ってきている。
- (2) 我が国では、環境庁（当時）の主唱により、昭和 48 年度から平成 2 年度までは、6 月 5 日を初日とする一週間を「環境週間」とし、平成 3 年度からは、より一層、環境保全に関する国民の認識と行動を促すため、従来の週間を拡大して 6 月の一か月間を「環境月間」として設定した。
- (3) 平成 5 年 11 月に制定された「環境基本法」においては、事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、6 月 5 日を「環境の日」と定め、その趣旨を踏まえて、国、地方公共団体等において各種の催し等を実施することとされている。

2 平成 17 年度の「環境月間」について

- (1) 今日、地球温暖化をはじめとする環境問題の多くは、私たちの日常生活や通常の事業活動が原因であり、ひいては、これまで私たちが前提としてきた社会経済のあり方そのものに起因すると考えられる。その解決のためには私たち一人ひとりのライフスタイルや事業活動のあり方を根本から見直し、社会の仕組み自体を持続可能なものへと変えていくことが必要である。
- (2) 環境省では、「脱温暖化社会の構築」と「循環型社会の構築」を二本柱として施策を推進しており、特に「脱温暖化社会の構築」については、本年 2 月 16 日の京都議定書の発効に伴い、議定書を採択した地球温暖化防止京都会議の議長国であった我が国としては、議定書の約束を確実に果たし、さらには中長期的な視

点に立った施策の推進で、他国に先んじて脱温暖化社会づくりを進めなければならない。それには国民各界各層の理解と協力が必要不可欠であることから、環境省では、6月の環境月間を中心として地球温暖化防止大規模「国民運動」を展開することになっている。

- (3) 平成17年度の「環境の日」を中心とする「環境月間」においては、地球温暖化防止大規模「国民運動」と連携を図り、国民一人ひとりが自らの生活・行動を見直していくことや、新たな環境技術や地域の活性化などに視点を置いて、国、地方公共団体、企業、民間団体、国民の参加と協力の下に、環境保全活動の普及、啓発に関する各種行事等を実施する。

これらの行事を通じ、持続可能な社会の構築に向けた国民一人ひとりの意識高揚と実践を促進するとともに、環境保全活動のすそ野を拡げていくこととする。

3 実施方針

(1) 実施期間

- ①環境の日 : 6月5日
- ②環境月間 : 6月1日から30日までの一か月間

(2) 実施主体

環境省、関係府省、地方公共団体、企業、NGO/NPO等

(3) 行事等

「環境の日」及び「環境月間」の趣旨に沿った行事の例としては、次のとおりである。また、実施される各種事業について広く周知を図る。

- ・意識の啓発 : 講演会、シンポジウム、セミナー、映画会等のつどい
- ・知識の普及 : 環境展、環境保全型商品の展示、低公害車フェア、フリーマーケット、施設の公開、工場等の見学
- ・実践活動 : リデュース・リユース・リサイクル活動、アイドリング・ストップ、環境家計簿、夏の軽装（冷房温度の適正化）等地球温暖化の防止に手応えを得られる活動、清掃、植樹等の地域美化運動、自然観察会等自然に親しむ野外活動
- ・顕 彰 : 環境保全功労者、環境保全作品等の表彰